

介護保険事業(支援)計画について

- 保険給付の円滑な実施のため、3年間を1期とする介護保険事業(支援)計画を作成している。
(第7期:平成30~32(令和2)年度 第8期:令和3~5年度)

国の基本指針(法第116条) (7期指針:平成30年3月厚生労働省告示第57号)

- 介護保険法第116条第1項に基づき、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に規定する総合確保方針に即して、国が介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本指針を定める
※市町村等が介護サービス量を見込むに当たり参酌する標準を示す

市町村介護保険事業計画(法第117条)

- 区域(日常生活圏域)の設定
- 各年度における種類ごとの介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
※認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 各年度における地域支援事業の量の見込み
- 介護予防・重度化防止等の取組内容及び目標
- その他の事項

保険料の設定等

- 保険料の設定
- 市町村長は、地域密着型の施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定をしないことができる。

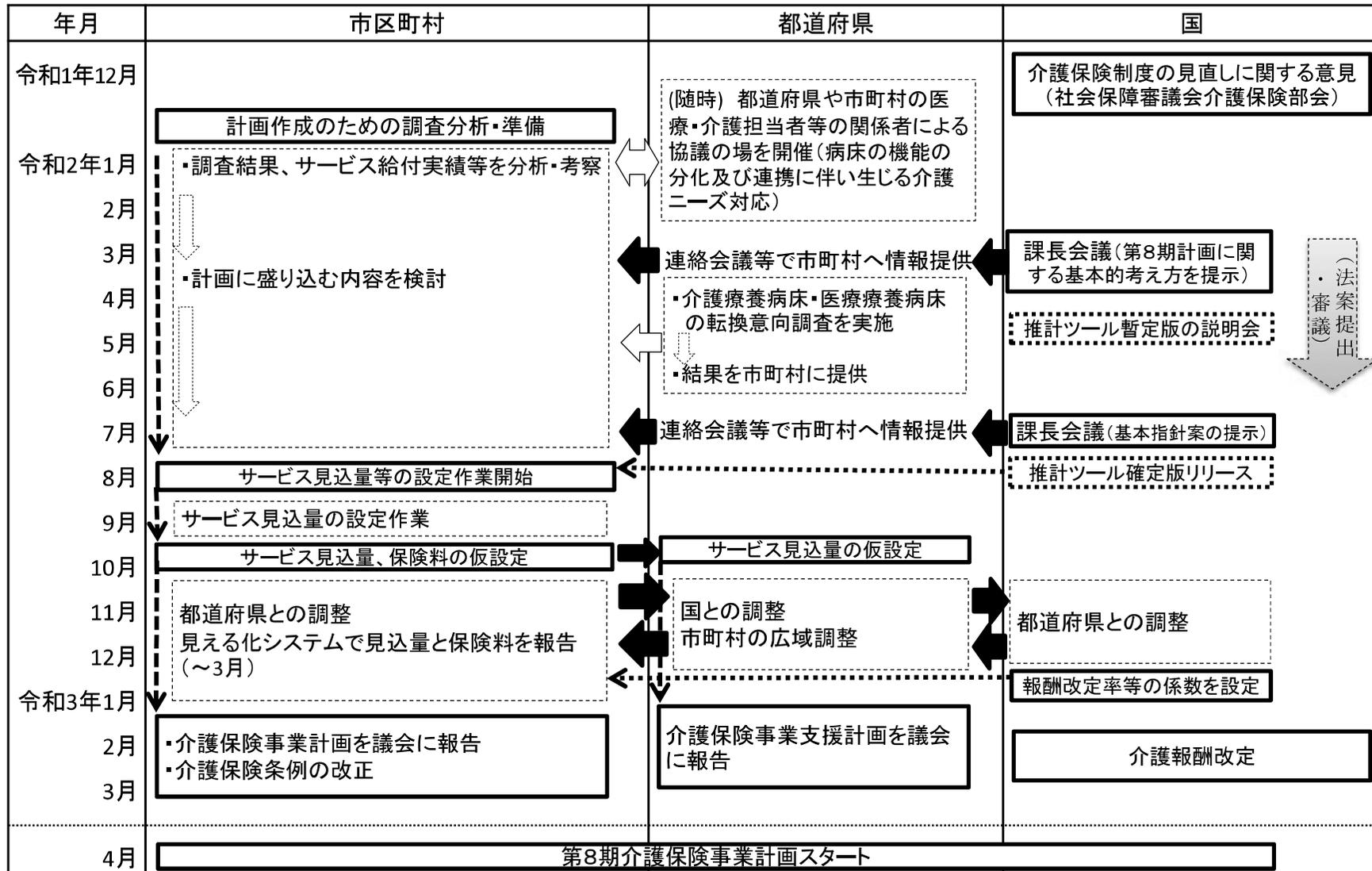
都道府県介護保険事業支援計画(法第118条)

- 区域(老人福祉圏域)の設定
- 市町村の計画を踏まえて、介護サービス量の見込み(区域毎)
- 各年度における必要定員総数(区域毎)
※介護保険施設、介護専用型特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
※混合型特定施設に係る必要定員総数を設定することもできる(任意)
- 市町村が行う介護予防・重度化防止等の支援内容及び目標
- その他の事項

基盤整備

- 都道府県知事は、介護保険施設等について、必要定員総数を超える場合に、指定等をしないことができる。

現段階における、第8期介護保険事業計画の作成に向けたスケジュール(R2.1.17)



川口市介護保険運営協議会条例

平成 12 年 3 月 23 日条例第 31 号
改正

平成 16 年 3 月 29 日条例第 12 号
平成 17 年 12 月 21 日条例第 68 号
平成 23 年 3 月 11 日条例第 8 号
平成 23 年 9 月 26 日条例第 65 号
平成 27 年 3 月 12 日条例第 1 号
平成 30 年 3 月 29 日条例第 7 号

(設置)

第 1 条 介護保険事業の運営に関する重要事項を審議するため、川口市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 保険料の料率に関すること。
- (2) 保険給付の種類及び内容に関すること。
- (3) 地域包括支援センターの運営に関すること。
- (4) 介護保険施設等の運営に関すること。
- (5) 地域密着型サービスの運営に関すること。
- (6) その他介護保険事業の運営上重要な事項に関すること。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 保健・医療・福祉関係者
- (3) 被保険者

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、協議会の会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 7 条 会長は、協議会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(関係者の出席)

第8条 協議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

(部会)

第9条 協議会において、特別の事項を審議するため必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもって充てる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちからあらかじめ部会長が指名する者がその職務を代理する。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)

2 鳩ヶ谷市の編入の日（以下この項において「編入日」という。）から編入日において現に委嘱されている委員の任期満了の日までの間における第3条の規定の適用については、同条中「15人」とあるのは、「18人」とし、編入日以後新たに委嘱される委員の任期は、第5条の規定にかかわらず、編入日において現に委嘱されている委員の任期満了の日までとする。

附 則（平成16年3月29日条例第12号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月21日条例第68号）

この条例は、平成18年1月1日から施行する。ただし、第5条の改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月11日条例第8号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年9月26日条例第65号）

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

附 則（平成27年3月12日条例第1号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日条例第7号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

(案)

第8期川口市介護保険事業計画策定のための部会設置要綱

(趣旨)

第1条 第8期川口市介護保険事業計画策定に係る審議の効率化を図るため、川口市介護保険運営協議会条例（平成12年3月23日条例第31号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、川口市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）に部会を設置する。部会の運営に関しては、条例に定めることのほか、この要綱で定める。

(設置する部会及び協議事項)

第2条 協議会に設置する部会及び各部会で協議する事項は以下のとおりとするほか、必要に応じ、会長が定める。

(1) 第1部会（介護保険課関係）

- ア 保険料の料率に関する事
- イ 保険給付の種類及び内容に関する事
- ウ 介護保険施設等の運営に関する事
- エ 地域密着型サービスの運営に関する事
- オ 他の部会に属さない事項に関する事

(2) 第2部会（長寿支援課関係）

- ア 地域包括支援センターの運営に関する事
- イ 地域支援事業に関する事

(組織)

第3条 各部会は委員7人以内をもって組織する。

(会議)

第4条 部会長は、部会の会議を招集し、その議長となる。

- 2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(他部会への参加)

第5条 協議会の委員は、自分の属さない部会にオブザーバーとして参加できる。

2 オブザーバーは、参考のため意見を述べることができる。

3 部会長は必要に応じ、オブザーバーに意見を求めることができる。

4 オブザーバーは、採決に関与出来ない。

5 オブザーバーは、川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和53年3月30日条例第9号）の適用を受けない。

(協議会への報告)

第6条 部会の審議結果等は、会長の求めに応じ、協議会に報告するものとする。

(庶務)

第7条 各部会の庶務は、福祉部介護保険課において処理する。

(設置期限)

第8条 部会の設置期限は令和3年3月31日までとする。

(委任)

第9条 各部会の運営に関し必要な事項は、部会長が部会に諮って定める。

附則

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。